



発行 東京都

目次

告示（選）

○東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出についての決定……………一

公告

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案……………二
……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……五
○開発行為に関する工事完了……………六
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……六

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

令和二年七月五日執行の東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和二年九月十七日

東京都選挙管理委員会

2 選選第331号

決 定 書

異議申出人	笠原一郎
同	伊藤治
同	堀川清美
同	山根亜希子

上記異議申出人4名（以下「申出人ら」という。）から令和2年7月17日に提起された、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙（以下「本件都知事選挙」という。）及び同日執行の東京都議会議員補欠選挙（以下「本件都議会議員補欠選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件各異議の申出のうち、本件都議会議員補欠選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子による本件都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出並びに本件都知事選挙及び本件都議会議員補欠選挙を再検証し、実際の得票数による順位に従った当選人の決定を求める異議の申出をいずれも却下する。
- 2 本件各異議の申出のうち、異議申出人笠原一郎及び異議申出人伊藤治による本件都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出をいずれも棄却する。

異議の申出の要旨

1 異議の申出の趣旨

申出人らは、次の異議の申出の理由により、本件都知事選挙及び本件都議会議員補欠選挙における選挙及び当選を無効とし、再検証によって、実際の得票数による順位に従った当選人の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第1条違反

選挙では伝統的に票のすり替えが横行していたが、期日前投票の拡大も加わり、従来からの期日前投票不正（箱・用紙のすり替え・混入）が期日前投票補助システムや投票票システムの遠隔操作が可能になったことと相まって、大量の得票操作が可能になった。この状態に何ら対策が取られておらず、「公明且つ適正に行われることを確保」（法第1条）及び憲法31条に違反の状態である。

加えて東京都の場合、足立区を除き「バーコード発行・電子データ集計過程」を導入しており、少なくとも実票数との照合がなければ、全く集計数値に信用ができないものである。

したがって、得票差は大差に見えて、「当選に異動を及ぼす虞」（法第205条第1項）があるといえる。

加えて本件都議会議員補欠選挙は無効投票率が通常を超え7%であって、選挙に対する信頼を大きく失わせており、国民の（準用され都民の）「厳粛な信託」（憲法前文）が到底成り立たない。

(2) 「選挙人」の解釈

他府県在住の人は「選挙人」（法第202条第1項、法206条第1項）ではないと解釈されることもあるが、カジノ建設は東京都民のみならず近隣及び日本国民全体に、公序良俗の荒廃の害が及び、他県在住者といえども、賭博及び富くじに関する罪の保護法益があるため、「選挙人」と解されるべきである。

同様に、東京都知事選挙に限らず、東京都議会議員補欠選挙全4区（大

田区、北区、日野市及び北多摩第三）についても、東京都議会議員の多数によって都の意思決定及び行政が施行されるため、当該選挙区在住者に限らず、当選人の選挙結果によって法的利益の利害が運動する都民・通勤者・近隣県在住者なども当然に「選挙人」と解されるべきである。

決 定 の 理 由

第1 主文1について

1 本件都議会議員補欠選挙について

法第202条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の効力に関する異議の申出は、「その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができるものとされている。その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、法第202条第1項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙において、当該選挙区に所属し、当該選挙区に選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである（最高裁判所昭和39年2月26日判決）。なお、具体的な選挙における選挙人につき、他県在住者や通勤者等も含まれる旨の申出人らの主張は独自の見解であり、採用することができない。

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件都議会議員補欠選挙の当時に於いて、それぞれ異議申出人笠原一郎は東京都国分寺市、異議申出人伊藤国治は日立川市、異議申出人堀川清美は神奈川県横浜市港北区及び異議申出人山根亜希子は大阪府堺市東区の選挙人名簿に登録された者であったと認められ、申出人らの中に、本件都議会議員補欠選挙が執行された大田区選挙区、北区選挙区、日野市選挙区及び北多摩第三選挙区の4選挙区はいずれかの選挙人であった者は1人も認められなかった。

また、申出人らは、いずれも本件都議会議員補欠選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、申出人らは本件都議会議員補欠選挙について、法第202条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しない

から、本件各異議の申出のうち、本件都議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する異議の申出は、不適法であることが明らかである。

また、同様に、申出人らは本件都議会議員補欠選挙について、法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、本件都議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議の申出も、不適法であることが明らかである。

2 本件都知事選挙について

前記1記載のとおり、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子は、本件都知事選挙当時、それぞれ神奈川県横浜市港北区及び大阪府堺市東区の選挙人名簿に登録された者であり、いずれも本件都知事選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子は、本件都知事選挙について、法第202条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子による本件都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出は、不適法であることが明らかである。

また、同様に、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子は、本件都知事選挙について、法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、異議申出人堀川清美及び異議申出人山根亜希子による本件都知事選挙における当選の効力に関する異議の申出は、不適法であることが明らかである。

3 再検証及びこれに従った当選人の決定を求める部分について

申出人らは、本件都知事選挙及び本件都議会議員補欠選挙において、再検証の実施及びその結果に基づく当選人の選定を求めている。

しかし、法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている(法第202条、第203条、第206条及び第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めない。

したがって、本件各異議の申出のうち、再検証及びその結果に基づく当選人選定を求める異議の申出は、法に規定のない不適法なものである。

4 結論
よって、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、当委員会は、主文1のとおり決定する。

第2 主文2について

当委員会は、本件各異議の申出のうち、異議申出人笠原一朗及び異議申出人伊藤国治による本件都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出は、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

1 申出人らの主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決)とされている。

(2) 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容(例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定)について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違

反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、申出人らの主張する本件各異議の申出の理由について、まずは選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

申出人らは、本件都知事選挙の投票において、大量の箱のすり替え・白票（用紙の予備）の混入が先にあつて、それを隠蔽（数合わせ）するためにPCを遠隔操作して電子集計数値を改ざんしているなどの不正が行われている旨主張する。また、申出人らが本件都知事選挙の中間開票データを基に作成したグラフにより、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある旨主張する。

しかし、都内のいずれの開票所において、実際にどのように不正な集計が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張がなく、申出人らから証拠として提出された資料の内容も、本件都知事選挙に関する申出人らの主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有するものとは認められないから、これらは申出人らの臆測というほかはなく、この点についての申出人らの主張には理由がない。

なお、本件都知事選挙の開票の手續が、法の規定に基づき適正に執行されていることは、開票録等によつて確認できるところ、当委員会は、これらの写しを各区市町村選挙管理委員会から提出を受けて確認しており、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある旨の主張についても、申出人ら独自の見解にとどまり、採用することはできない。

3 また、2記載のとおり、本件都知事選挙における不正の存在は申出人らの臆測にとどまるものであるから、本件都知事選挙における具体的な当選人の決定に違法の事由が認められないことも明らかである。

4 審理の結果

以上のとおり、本件都知事選挙における選挙及び当選を無効とする事由は認められないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、当委員会は、主文2のとおり決定する。

令和2年9月9日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条及び第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人らにおいてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計 画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
- 二 当該事項を定める土地の区域
- 三 区域
- 四 縦覧場所
- 五 縦覧期間

決定する区域
港区虎ノ門一丁目地内

別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

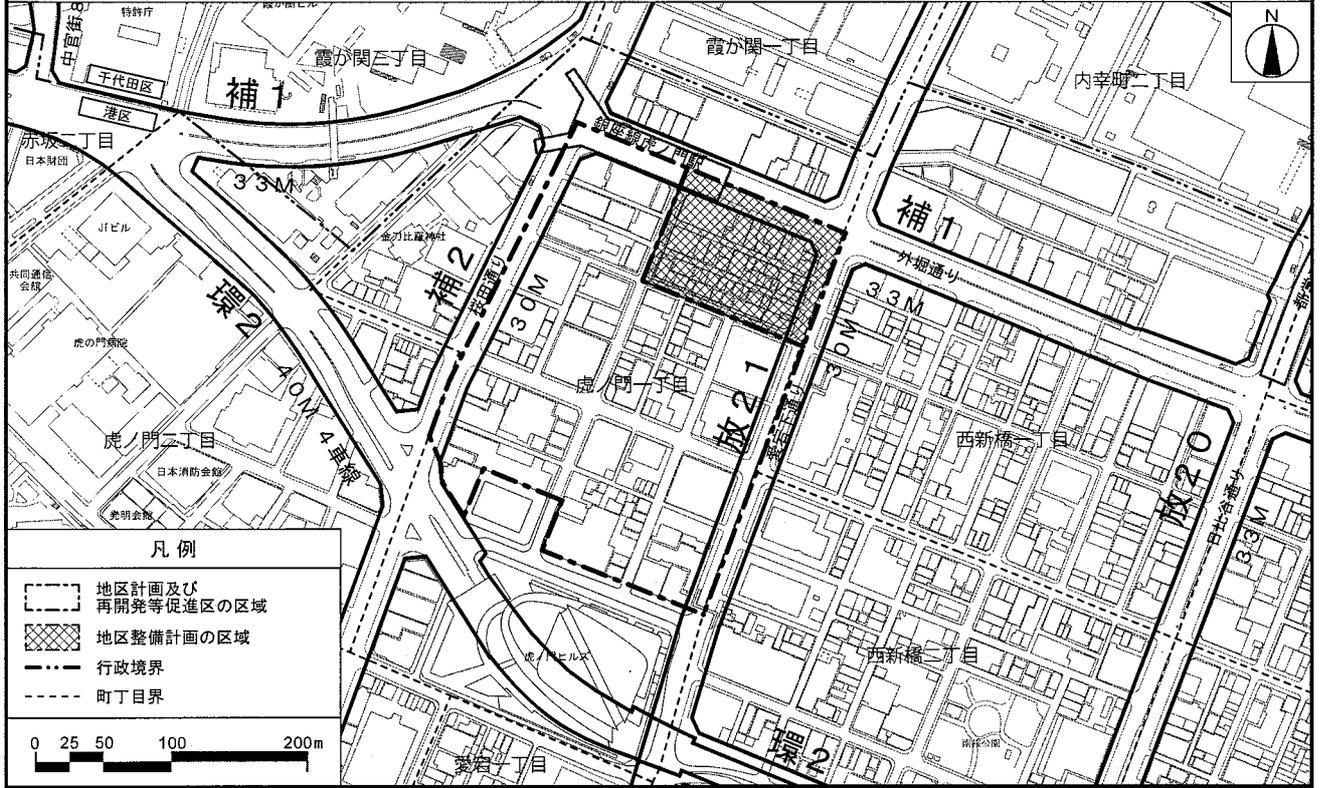
六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
虎ノ門駅南地区地区計画 区域図

[東京都決定]



発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十七日
東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市多摩湖町二丁目二十一番三、同番三地先、同番八十四、二十六番三並びに同番五及び二十八番三の各一部
代表取締役 久林 欣也
調布市富士見町二丁目二十一番六
代表取締役 加賀美 誠

小平市小川町一丁目二千六百六十三番一、同番二、二千六百七十九番三、小川東町一丁目二千五百五十九番十四の一部及び二千六百六十四番一から同番四まで
代表取締役 加賀美 誠

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
代表取締役 加賀美 誠

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十二番地四十
代表取締役 加賀美 誠